

令和5年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第211回国会(常会)提出

令和5年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

	頁
策 定 方 針	1
第一 通常収支分	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	7
（一）歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	7
（二）歳入の概要	8
1 地 方 税	8
2 地 方 譲 与 税	26
3 地方特例交付金等	26
4 地 方 交 付 税	27
5 国 庫 支 出 金	28
6 地 方 債	29
7 使用料及び手数料	32
8 雑 収 入	32
9 復旧・復興事業一般財源充当分	32
10 全国防災事業一般財源充当分	32
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	34
（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	34
（二）歳出の概要	38
1 給 与 関 係 経 費	38
2 一 般 行 政 経 費	39
3 公 債 費	42
4 維 持 補 修 費	43
5 投 資 的 経 費	43
6 公 営 企 業 繰 出 金	48
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	49
（三）国庫支出金に基づく経費の総額	49

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (復旧・復興事業)	55
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	55
(二) 歳入の概要	55
1 震災復興特別交付税	55
2 一般財源充当分	56
3 国庫支出金	56
4 地方債	57
5 雑収入	58
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳 (復旧・復興事業)	59
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	59
(二) 歳出の概要	60
1 給与関係経費	60
2 一般行政経費	60
3 公債費	61
4 投資的経費	62
5 公営企業繰出金	63
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	63
(全国防災事業)	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)	67
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	67
(二) 歳入の概要	67
1 地方税	67
2 一般財源充当分	68
3 雑収入	68
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)	69
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	69
(二) 歳出の概要	70
公債費	70

策 定 方 針

令和5年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地域のデジタル化や脱炭素化の推進等に対応するために必要な経費を充実して計上するとともに、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講ずることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和5年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1 通常収支分

(1) 地方税制については、令和5年度地方税制改正では、自動車税及び軽自動車税の環境性能別の税率区分の見直し、航空機燃料譲与税の譲与割合の特例措置の見直し等の税制上の措置を講ずることとしている。

(2) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生ずることのないよう、次の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う。

① 地方交付税法第6条の3第2項に基づく制度改正として、令和5年度から令和7年度までの間は、令和4年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講ずる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

② 令和5年度の地方財源不足見込額1兆9,900億円については、上記の考え方にに基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講ずる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなる。

ア. 建設地方債（財源対策債）を7,600億円増発する。

イ. 地方交付税については、国の一般会計加算（地方交付税法附則第4条の2第1項の加算）により154億円増額する。

また、交付税特別会計剰余金1,200億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金1,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

ウ. 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を9,946億円発行する。

③ 交付税特別会計借入金の償還については、令和3年度の償還計画の見直しに伴い償還を繰り延べたものの一部8,000億円を増額し、1兆3,000億円の償還を実施する。

④ 上記の結果、令和5年度の地方交付税については、18兆3,611億円（前年度比3,073億円、1.7%増）を確保する。

(3) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、9兆4,981億円（普通会計分6兆8,163億

円、公営企業会計等分2兆6,818億円)とする。

(4) 地域のデジタル化や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、地域の脱炭素化の推進、住民に身近な社会資本の整備、社会保障施策の充実、地方団体の施設の光熱費高騰への対応、消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進、過疎地域の持続的発展等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

① 「地域デジタル社会推進費」については、マイナンバーカード利活用特別分として500億円増額し、2,500億円を計上する。

また、「まち・ひと・しごと創生事業費」については、「地方創生推進費」に名称変更し、引き続き1兆円(前年度同額)計上した上で、これと「地域デジタル社会推進費」を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費」を1兆2,500億円計上する。

② 「地域社会再生事業費」については、引き続き4,200億円(前年度同額)計上する。

③ 投資的経費に係る地方単独事業費については、地方団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」を1,000億円計上することとし、全体で前年度同額を計上し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

④ 「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。

⑤ 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。

⑥ 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加や地方団体の施設の光熱費高騰に伴う経費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

⑦ 消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講ずる。

⑧ 過疎地域の持続的発展のための施策等に対し所要の財政措置を講ずる。

(5) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

(6) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、行政のデジタル化、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、935億円を確保する。また、一般財源充当分として3億円を計上する。

② 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、13億円（普通会計分9億円、公営企業会計等分4億円）とする。

③ 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費2,647億円を計上する。

(2) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額として646億円を計上するとともに、一般財源充当分として60億円を減額計上する。

第一 通常収支分

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一） 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、92兆350億円であり、前年度に比し、1兆4,432億円（1.6%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は、第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増減額		増減率	
			(A) - (B)		(%)	(%)
I 地方税	428,751	412,305	16,446			4.0
II 地方譲与税	26,001	25,978	23			0.1
1 地方揮発油譲与税	2,164	2,291	△ 127	△		5.5
2 石油ガス譲与税	50	48	2			4.2
3 自動車重量譲与税	2,874	2,891	△ 17	△		0.6
4 航空機燃料譲与税	152	149	3			2.0
5 特別とん譲与税	124	113	11			9.7
6 森林環境譲与税	500	500	0			0.0
7 特別法人事業譲与税	20,137	19,986	151			0.8
III 地方特例交付金等	2,169	2,267	△ 98	△		4.3
IV 地方交付税	183,611	180,538	3,073			1.7
V 国庫支出金	150,085	148,826	1,259			0.8
1 義務教育職員給与費負担金	15,216	15,015	201			1.3
2 その他普通補助負担金等	105,911	104,917	994			0.9
(ア) 生活扶助費等負担金	13,555	13,402	153			1.1
(イ) 医療扶助費等負担金	13,912	14,203	△ 291	△		2.0
(ウ) 介護扶助費等負担金	834	810	24			3.0
(エ) 児童保護費負担金	1,348	1,317	31			2.4
(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	17,255	16,394	861			5.3
(カ) 児童手当等交付金	12,199	12,588	△ 389	△		3.1
(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金及び高等学校等就学支援金交付金	4,057	4,067	△ 10	△		0.2
(ク) 子どものための教育・保育給付交付金	15,948	14,918	1,030			6.9
(ケ) その他の補助負担金等	26,803	27,218	△ 415	△		1.5
3 公共事業費補助負担金	26,555	26,532	23			0.1
(ア) 普通建設事業費補助負担金	26,251	26,228	23			0.1
(イ) 災害復旧事業費補助負担金	304	304	0			0.0
4 国有提供施設等所在市町村助成交付金	299	299	0			0.0
5 施設等所在市町村調整交付金	76	76	0			0.0
6 交通安全対策特別交付金	516	535	△ 19	△		3.6
7 電源立地地域対策等交付金	1,052	1,023	29			2.8
8 特定防衛施設周辺整備調整交付金	408	376	32			8.5
9 石油貯蔵施設立地対策等交付金	52	53	△ 1	△		1.9
VI 地方債	68,163	76,077	△ 7,914	△		10.4
VII 使用料及び手数料	15,646	15,729	△ 83	△		0.5
VIII 雑収入	45,867	44,456	1,411			3.2
IX 復旧・復興事業一般財源充当分	△ 3	△ 4	1	△		25.0
X 全国防災事業一般財源充当分	60	△ 254	314	△		123.6
歳入合計	920,350	905,918	14,432			1.6

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区 分	令和5年度		令和4年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地 方 税	428,751	46.6	412,305	45.5
2 地 方 譲 与 税	26,001	2.8	25,978	2.9
3 地 方 特 例 交 付 金 等	2,169	0.2	2,267	0.3
4 地 方 交 付 税	183,611	20.0	180,538	19.9
5 国 庫 支 出 金	150,085	16.3	148,826	16.4
6 地 方 債	68,163	7.4	76,077	8.4
7 使 用 料 及 び 手 数 料	15,646	1.7	15,729	1.7
8 雑 収 入	45,867	5.0	44,456	4.9
歳 入 合 計	920,293	100.0	906,176	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、第1表の復旧・復興事業一般財源充充分及び全国防災事業一般財源充充分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税20兆13億円、市町村税22兆8,738億円、合わせて42兆8,751億円であり、前年度に比し、道府県税は1兆493億円(5.5%)増加、市町村税は5,953億円(2.7%)増加、合わせて1兆6,446億円(4.0%)増加している。

地方税の税目ごとの調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税の調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税 目	令和4年 度当初見 込額 (A)	令和5年度				比 較	
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	令和4年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道 府 県 税							
I 普 通 税							
1 道 府 県 民 税	52,342	56,021	53,903	-	53,903	1,561	103.0
ア 個 人 均 等 割	643	679	647	-	647	4	100.6
イ 所 得 割	43,992	47,164	45,110	-	45,110	1,118	102.5
ウ 法 人 均 等 割	1,463	1,496	1,484	-	1,484	21	101.4
エ 法 人 税 割	1,963	2,120	2,100	-	2,100	137	107.0
オ 利 子 割	267	211	211	-	211	△ 56	79.0
カ 配 当 割	1,614	2,608	2,608	-	2,608	994	161.6
キ 株 式 等 譲 渡 所 得 割	2,400	1,743	1,743	-	1,743	△ 657	72.6

税 目	令和5年度						比 較	
	令和4年	現行法に	現行法に	税制改正	改正法に	令和4年	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	
	度当初見	よる調定	よる収入	による増	よる収入	度当初見		
込額	見込額	見込額	減収見込	見込額	込額	対する増減		
	(A)	(B)	(C)	(D)	(D) - (A)	(%)		
2 事業税	46,170	48,910	48,653	-	48,653	2,483	105.4	
ア 個人	2,258	2,463	2,394	-	2,394	136	106.0	
イ 法人	43,912	46,447	46,259	-	46,259	2,347	105.3	
3 地方消費税	59,167	65,882	65,882	-	65,882	6,715	111.3	
ア 譲渡割	39,649	41,596	41,596	-	41,596	1,947	104.9	
イ 貨物割	19,518	24,286	24,286	-	24,286	4,768	124.4	
4 不動産取得税	3,911	4,361	4,204	-	4,204	293	107.5	
5 道府県たばこ税	1,446	1,471	1,471	-	1,471	25	101.7	
6 ゴルフ場利用税	407	433	432	-	432	25	106.1	
7 軽油引取税	9,307	9,320	9,275	-	9,275	△ 32	99.7	
8 自動車税	16,765	16,344	16,180	△ 2	16,178	△ 587	96.5	
ア 環境性能割	1,482	1,039	1,039	△ 2	1,037	△ 445	70.0	
イ 種別割	15,283	15,305	15,141	-	15,141	△ 142	99.1	
9 鉱区税	3	3	3	-	3	0	100.0	
10 固定資産税(特例分等)	51	50	50	-	50	△ 1	98.0	
道府県普通税計	189,569	202,795	200,053	△ 2	200,051	10,482	105.5	
II 目的税								
1 狩猟税	7	7	7	-	7	0	100.0	
道府県目的税計	7	7	7	-	7	0	100.0	
III 道府県税小計	189,576	202,802	200,060	△ 2	200,058	10,482	105.5	
IV 東日本大震災による減免等	△ 56	△ 45	△ 45	-	△ 45	11	80.4	
V 道府県税計	189,520	202,757	200,015	△ 2	200,013	10,493	105.5	
B 市町村税								
I 普通税								
1 市町村民税	98,357	104,827	101,096	-	101,096	2,739	102.8	
ア 個人均等割	1,928	2,025	1,938	-	1,938	10	100.5	
イ 所得割	80,566	86,139	82,622	-	82,622	2,056	102.6	
ウ 法人均等割	4,536	4,639	4,571	-	4,571	35	100.8	
エ 法人税割	11,327	12,024	11,965	-	11,965	638	105.6	
2 固定資産税	95,087	100,864	97,581	-	97,581	2,494	102.6	
ア 土地	35,524	37,516	36,355	-	36,355	831	102.3	
イ 家屋	40,895	43,659	42,070	-	42,070	1,175	102.9	
ウ 償却資産	17,779	18,804	18,271	-	18,271	492	102.8	
エ 交付金	889	885	885	-	885	△ 4	99.6	
3 軽自動車税	3,118	3,338	3,177	-	3,177	59	101.9	
ア 環境性能割	175	175	175	-	175	0	100.0	
イ 種別割	2,943	3,163	3,002	-	3,002	59	102.0	
4 市町村たばこ税	8,819	9,008	9,008	-	9,008	189	102.1	
5 鉱産税	18	16	16	-	16	△ 2	88.9	
6 特別土地保有税	1	0	0	-	0	△ 1	0.0	
市町村普通税計	205,400	218,053	210,878	-	210,878	5,478	102.7	

税 目	令和5年度						比 較	
	令和4年	現行法に	現行法に	税制改正	改正法に	令和4年	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	
	度当初見	よる調定	よる収入	による増	よる収入	度当初見		
込額	見込額	見込額	減収見込	見込額	込額	対する増減		
	(A)		(B)	額	(B)+(C)	(D)-(A)	(%)	
II 目的税								
1 入湯税	158	216	212	-	212	54	134.2	
2 事業所税	3,913	3,981	3,962	△	3,961	48	101.2	
3 都市計画税	13,570	14,295	13,873	-	13,873	303	102.2	
4 水利地益税等	0	0	0	-	0	0	-	
市町村目的税計	17,641	18,492	18,047	△	18,046	405	102.3	
III 市町村税小計	223,041	236,545	228,925	△	228,924	5,883	102.6	
IV 東日本大震災による減免等	△ 256	△ 186	△ 186	-	△ 186	70	72.7	
V 市町村税計	222,785	236,359	228,739	△	228,738	5,953	102.7	

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区 分	(単位 億円)						比 較	
	令和4年	現行法に	現行法に	税制改正	改正法に	令和4年	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	
	度当初見	よる収入	よる収入	による増	よる収入	度当初見		
込額	見込額	見込額	減収見込	見込額	込額	対する増減		
	(A)	(B)	(C)	額	(B)+(C)	(D)-(A)	(%)	
道府県税	151,930	159,092	△	1	159,091	7,161	104.7	
市町村税	260,375	269,662	△	2	269,660	9,285	103.6	
合 計	412,305	428,754	△	3	428,751	16,446	104.0	

(参考) 通常収支分と東日本大震災分を合算した地方税の収入見込額は42兆9,397億円である。

附 表 令和5年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
車体課税	△ 2		△ 2
先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る自動車税 環境性能割の課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の 延長	△ 2		△ 2
事業所税		△ 1	△ 1
博物館に係る非課税措置の拡充		△ 1	△ 1
合 計	△ 2	△ 1	△ 3

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率				
道	普	個 人	個 人				
		1 均等割 (令和5年度課税見込人員64,756千人)	1 均等割 標準税率 (平成26年度～令和5年度) 年額1,500円 〔本則税率 年額1,000円に 年額500円を加算した額〕				
府	通	2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額)(令和5年度課税標準見込1,417,017億円)	2 所得割 (イ) <table border="1" data-bbox="991 589 1412 768"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額</td> <td>100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率	課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)
			標準税率				
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)						
府	県	(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	(ロ)・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) ・課税長期譲渡所得金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8) 2,000万円を超える場合 32万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、16万円)と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の2(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8)				
県	民						
税	税						

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	道	<p>6,000万円を超える場合 96万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、48万円）と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額との合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税短期譲渡所得金額 100分の3.6（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1.8） <p>ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）
府	通	府	<p>3 利子割 一定の利子、収益の分配等（利子等）の金額 （令和5年度課税標準見込額4,214億円）</p> <p>4 配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 （令和5年度課税標準見込額52,152億円）</p> <p>5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （令和5年度課税標準見込額34,867億円）</p>
県	税	民	<p>法人 1 均等割 （令和5年度納税義務者見込数3,400千人）</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 民 税	普 通 業 税	2 法人税割 法人税額	※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。 2 法人税割 標準税率 100分の1 制限税率 100分の2
		法 人 1 2、3、4に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額。3及び4において同様。）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額。3及び4において同様。）及び所得 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする（3及び4において同様。）。 (2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超 100分の4.9 〔大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.7〕 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の4.9 〔大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.7〕 ② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超800万円以下 100分の5.3 年800万円超 100分の7 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の7 2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業）、保険業及び貿易保険業収入金額 2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人 収入割 100分の1 3 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人 (1) 1(1)に掲げる法人 収入割 100分の0.75 付加価値割 100分の0.37 資本割 100分の0.15	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 税	(2) 1 (2)に掲げる法人 収入金額及び所得 4 ガス供給業（一般ガス導管事業及び特 定ガス導管事業以外のもののうち、特別 一般ガス導管事業者の供給区域内にお いてガス製造事業を行う者が行う事業） 収入金額、付加価値額及び資本金等の額	(2) 1 (2)に掲げる法人 収入割 100分の0.75 所得割 100分の1.85 4 ガス供給業（一般ガス導管事業及び特 定ガス導管事業以外のもののうち、特別 一般ガス導管事業者の供給区域内にお いてガス製造事業を行う者が行う事業） を行う法人 収入割 100分の0.48 付加価値割 100分の0.77 資本割 100分の0.32 制限税率 標準税率の1.2倍 （1 (1)の所得割については標準税率の1.7 倍）
		個 人 所得（事業主控除及び事業専従者控除後の 所得） 事業主控除 年290万円	個 人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業（4に掲げるものを除く。） を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ 又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その 他の医業に類する事業及び装蹄師業を行 う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍
	地 方 消 費 税	1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から 仕入れ等に係る消費税額等を控除した後 の消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額	1 譲渡割 一定税率 78分の22 2 貨物割 一定税率 78分の22 ※ 消費税率換算 2.2% (軽減税率適用時 1.76%)
	不 動 産 取 得 税	取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年 1月1日から令和6年3月31日までの間に 行われた場合においては課税標準を価格の 2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅につい ては、1戸につき1,200万円を価格から控除す る。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅につい ては、1戸につき、新築の時期により100万円 ～1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、 150万円又は床面積の2倍（200㎡限度）の 土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗 じた額を減額する。	標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から令和6年 3月31日までの間に行われた住宅及び土 地の取得については100分の3
	道 府 県 税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造 たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,070円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																		
道 府 県 税	普 通 車 税	ゴ利用 ル 場 税	利用日数	標準税率 1人1日につき 800円	制限税率 1人1日につき 1,200円																
		軽引 取 油 税	引取りに係る軽油の数量	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円																	
		1 環境性能割 自動車の取得価額	乗用車 (令和5年4月1日～令和5年12月31日)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車(ハイブリッド車を含む。)、LPG車、クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)</td> <td>2030年度燃費基準85%達成 2030年度燃費基準75%達成</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2030年度燃費基準65%達成 2030年度燃費基準60%達成</td> <td>100分の2</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table>			区分	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税	ガソリン車(ハイブリッド車を含む。)、LPG車、クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	2030年度燃費基準85%達成 2030年度燃費基準75%達成	100分の1		2030年度燃費基準65%達成 2030年度燃費基準60%達成	100分の2	上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車
区分	税率																				
	自家用	営業用																			
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税																			
ガソリン車(ハイブリッド車を含む。)、LPG車、クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	2030年度燃費基準85%達成 2030年度燃費基準75%達成	100分の1																			
	2030年度燃費基準65%達成 2030年度燃費基準60%達成	100分の2																			
上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車	100分の3	100分の2																			
	乗用車 (令和6年1月1日以降)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車(ハイブリッド車を含む。)、LPG車、クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)</td> <td>2030年度燃費基準85%達成 2030年度燃費基準80%達成</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2030年度燃費基準70%達成 2030年度燃費基準60%達成</td> <td>100分の2</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table>			区分	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税	ガソリン車(ハイブリッド車を含む。)、LPG車、クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	2030年度燃費基準85%達成 2030年度燃費基準80%達成	100分の1		2030年度燃費基準70%達成 2030年度燃費基準60%達成	100分の2	上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車	100分の3	100分の2
区分	税率																				
	自家用	営業用																			
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税																			
ガソリン車(ハイブリッド車を含む。)、LPG車、クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	2030年度燃費基準85%達成 2030年度燃費基準80%達成	100分の1																			
	2030年度燃費基準70%達成 2030年度燃費基準60%達成	100分の2																			
上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車	100分の3	100分の2																			

(注) ガソリン車(ハイブリッド車を含む。)
及びLPG車に適用する排ガス要件は、
H30規制からNOx50%低減(★★★★)
又はH17規制からNOx75%低減(★★★★★)
のものに限る。

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																																																																																																
道 府 県 税	普 通 車 税	2 種別割 自動車の台数	<p>※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。</p> <p>標準税率</p> <p>1 乗用車（三輪の小型自動車を除く。） 営業用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総排気量</th> <th>税額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 リットル以下</td><td>7,500円</td></tr> <tr><td>1 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>1.5リットル以下</td><td>8,500円</td></tr> <tr><td>1.5リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>2 リットル以下</td><td>9,500円</td></tr> <tr><td>2 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>2.5リットル以下</td><td>13,800円</td></tr> <tr><td>2.5リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>3 リットル以下</td><td>15,700円</td></tr> <tr><td>3 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>3.5リットル以下</td><td>17,900円</td></tr> <tr><td>3.5リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>4 リットル以下</td><td>20,500円</td></tr> <tr><td>4 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>4.5リットル以下</td><td>23,600円</td></tr> <tr><td>4.5リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>6 リットル以下</td><td>27,200円</td></tr> <tr><td>6 リットル超</td><td>40,700円</td></tr> </tbody> </table> <p>自家用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総排気量</th> <th>税額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 リットル以下</td><td>25,000円</td></tr> <tr><td>1 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>1.5リットル以下</td><td>30,500円</td></tr> <tr><td>1.5リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>2 リットル以下</td><td>36,000円</td></tr> <tr><td>2 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>2.5リットル以下</td><td>43,500円</td></tr> <tr><td>2.5リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>3 リットル以下</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>3 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>3.5リットル以下</td><td>57,000円</td></tr> <tr><td>3.5リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>4 リットル以下</td><td>65,500円</td></tr> <tr><td>4 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>4.5リットル以下</td><td>75,500円</td></tr> <tr><td>4.5リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>6 リットル以下</td><td>87,000円</td></tr> <tr><td>6 リットル超</td><td>110,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 トラック（三輪の小型自動車を除く。） 営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大積載量</th> <th>税額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 トン以下</td><td>6,500円</td></tr> <tr><td>1 トン超 2 トン以下</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2 トン超 3 トン以下</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>3 トン超 4 トン以下</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>4 トン超 5 トン以下</td><td>18,500円</td></tr> <tr><td>5 トン超 6 トン以下</td><td>22,000円</td></tr> <tr><td>6 トン超 7 トン以下</td><td>25,500円</td></tr> <tr><td>7 トン超 8 トン以下</td><td>29,500円</td></tr> <tr><td>8 トン超</td><td>29,500円</td></tr> </tbody> </table> <p>に8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額</p>	総排気量	税額（年額）	1 リットル以下	7,500円	1 リットル超		1.5リットル以下	8,500円	1.5リットル超		2 リットル以下	9,500円	2 リットル超		2.5リットル以下	13,800円	2.5リットル超		3 リットル以下	15,700円	3 リットル超		3.5リットル以下	17,900円	3.5リットル超		4 リットル以下	20,500円	4 リットル超		4.5リットル以下	23,600円	4.5リットル超		6 リットル以下	27,200円	6 リットル超	40,700円	総排気量	税額（年額）	1 リットル以下	25,000円	1 リットル超		1.5リットル以下	30,500円	1.5リットル超		2 リットル以下	36,000円	2 リットル超		2.5リットル以下	43,500円	2.5リットル超		3 リットル以下	50,000円	3 リットル超		3.5リットル以下	57,000円	3.5リットル超		4 リットル以下	65,500円	4 リットル超		4.5リットル以下	75,500円	4.5リットル超		6 リットル以下	87,000円	6 リットル超	110,000円	最大積載量	税額（年額）	1 トン以下	6,500円	1 トン超 2 トン以下	9,000円	2 トン超 3 トン以下	12,000円	3 トン超 4 トン以下	15,000円	4 トン超 5 トン以下	18,500円	5 トン超 6 トン以下	22,000円	6 トン超 7 トン以下	25,500円	7 トン超 8 トン以下	29,500円	8 トン超	29,500円
			総排気量	税額（年額）																																																																																															
1 リットル以下	7,500円																																																																																																		
1 リットル超																																																																																																			
1.5リットル以下	8,500円																																																																																																		
1.5リットル超																																																																																																			
2 リットル以下	9,500円																																																																																																		
2 リットル超																																																																																																			
2.5リットル以下	13,800円																																																																																																		
2.5リットル超																																																																																																			
3 リットル以下	15,700円																																																																																																		
3 リットル超																																																																																																			
3.5リットル以下	17,900円																																																																																																		
3.5リットル超																																																																																																			
4 リットル以下	20,500円																																																																																																		
4 リットル超																																																																																																			
4.5リットル以下	23,600円																																																																																																		
4.5リットル超																																																																																																			
6 リットル以下	27,200円																																																																																																		
6 リットル超	40,700円																																																																																																		
総排気量	税額（年額）																																																																																																		
1 リットル以下	25,000円																																																																																																		
1 リットル超																																																																																																			
1.5リットル以下	30,500円																																																																																																		
1.5リットル超																																																																																																			
2 リットル以下	36,000円																																																																																																		
2 リットル超																																																																																																			
2.5リットル以下	43,500円																																																																																																		
2.5リットル超																																																																																																			
3 リットル以下	50,000円																																																																																																		
3 リットル超																																																																																																			
3.5リットル以下	57,000円																																																																																																		
3.5リットル超																																																																																																			
4 リットル以下	65,500円																																																																																																		
4 リットル超																																																																																																			
4.5リットル以下	75,500円																																																																																																		
4.5リットル超																																																																																																			
6 リットル以下	87,000円																																																																																																		
6 リットル超	110,000円																																																																																																		
最大積載量	税額（年額）																																																																																																		
1 トン以下	6,500円																																																																																																		
1 トン超 2 トン以下	9,000円																																																																																																		
2 トン超 3 トン以下	12,000円																																																																																																		
3 トン超 4 トン以下	15,000円																																																																																																		
4 トン超 5 トン以下	18,500円																																																																																																		
5 トン超 6 トン以下	22,000円																																																																																																		
6 トン超 7 トン以下	25,500円																																																																																																		
7 トン超 8 トン以下	29,500円																																																																																																		
8 トン超	29,500円																																																																																																		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																						
道 府 県	普 自 動 車 税		自家用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。) <table border="0"> <tr> <td>最大積載量</td> <td>税額(年額)</td> </tr> <tr> <td>1トン以下</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>1トン超2トン以下</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>2トン超3トン以下</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>3トン超4トン以下</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>4トン超5トン以下</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>5トン超6トン以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>6トン超7トン以下</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>7トン超8トン以下</td> <td>40,500円</td> </tr> <tr> <td>8トン超</td> <td>40,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額</td> </tr> </table>	最大積載量	税額(年額)	1トン以下	8,000円	1トン超2トン以下	11,500円	2トン超3トン以下	16,000円	3トン超4トン以下	20,500円	4トン超5トン以下	25,500円	5トン超6トン以下	30,000円	6トン超7トン以下	35,000円	7トン超8トン以下	40,500円	8トン超	40,500円	に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額	
			最大積載量	税額(年額)																					
			1トン以下	8,000円																					
			1トン超2トン以下	11,500円																					
			2トン超3トン以下	16,000円																					
			3トン超4トン以下	20,500円																					
			4トン超5トン以下	25,500円																					
			5トン超6トン以下	30,000円																					
			6トン超7トン以下	35,000円																					
			7トン超8トン以下	40,500円																					
			8トン超	40,500円																					
			に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額																						
			けん引自動車																						
			営業用																						
			小型自動車	年額 7,500円																					
			普通自動車	年額15,100円																					
			自家用																						
			小型自動車	年額10,200円																					
			普通自動車	年額20,600円																					
			被けん引自動車																						
			営業用																						
			小型自動車	年額 3,900円																					
			普通自動車で8トン以下のもの	年額 7,500円																					
			普通自動車で8トン超のもの	7,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額(年額)																					
			自家用																						
			小型自動車	年額 5,300円																					
普通自動車で8トン以下のもの	年額10,200円																								
普通自動車で8トン超のもの	10,200円に8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額(年額)																								
※ トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。																									
営業用																									
総排気量	加算額																								
1リットル以下	3,700円																								
1リットル超																									
1.5リットル以下	4,700円																								
1.5リットル超	6,300円																								
自家用																									
総排気量	加算額																								
1リットル以下	5,200円																								
1リットル超																									
1.5リットル以下	6,300円																								
1.5リットル超	8,000円																								
3																									
バス(三輪の小型自動車を除く。)																									
営業用																									
一般乗合用(路線定期運行の用に供するもの)																									
乗車定員	税額(年額)																								
30人以下	12,000円																								
30人超40人以下	14,500円																								
40人超50人以下	17,500円																								
50人超60人以下	20,000円																								
60人超70人以下	22,500円																								
70人超80人以下	25,500円																								
80人超	29,000円																								

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	通 普 車 税		一般乗合用以外 乗車定員 税額（年額） 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円 自家用 乗車定員 税額（年額） 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円 4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
			一定税率 1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあつては、上記の3分の2の税率とする。 2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	標準税率 100分の1.4	
	目 的 税	狩猟者の登録	一定税率 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率				
道	目	狩		<p>4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円</p> <p>5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする。 ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1 ② ①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3</p> <p>7 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に関わらず、それぞれ下記のとおりとする。 ① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除 ③ 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の管理の目的で、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録 1から5の税率に2分の1を乗じた税率</p>				
府	的	猟						
県	税	税						
市	普	市	<p>個 人</p> <p>1 均等割 (令和5年度課税見込人員64,756千人)</p> <p>2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (令和5年度課税標準見込額1,417,831億円)</p>	<p>個 人</p> <p>1 均等割 標準税率 (平成26年度～令和5年度) 年額3,500円 〔 本則税率 年額3,000円に 年額500円を加算した額 〕</p> <p>2 所得割 (イ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額</td> <td>100分の6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8)</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率	課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8)
	標準税率							
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8)							
町	通	村						
村	民	民						
税	税	税						
税								

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	市	<ul style="list-style-type: none"> ・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)
			<ul style="list-style-type: none"> (ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額
町	通	町	<ul style="list-style-type: none"> (イ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の6
			<ul style="list-style-type: none"> 法人 1 均等割 (令和5年度納税義務者見込数4,000千人)
村	民	村	<ul style="list-style-type: none"> 法人 1 均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額 が1千万円以下 年額 50,000円 であって、かつ、 市町村内の事務所等 の従業者数が50人以下 である法人 (ロ) 資本金等の額 が1千万円以下 年額 120,000円 であって、かつ、 市町村内の事務所等 の従業者数が50人を 超える法人 (ハ) 資本金等の額 が1千万円を超え 年額 130,000円 1億円以下であって、 かつ、市町村内の 事務所等の従業者数が 50人以下の法人 (ニ) 資本金等の額 が1千万円を超え 年額 150,000円 1億円以下であって、 かつ、市町村内の 事務所等の従業者数が 50人を超える法人 (ホ) 資本金等の額 が1億円を超え 年額 160,000円 10億円以下であって、 かつ、市町村内の 事務所等の従業者数が 50人以下の法人 (ヘ) 資本金等の額 が1億円を超え 年額 400,000円 10億円以下であって、 かつ、市町村内の 事務所等の従業者数が 50人を超える法人 (ト) 資本金等の額 が10億円を超え、 年額 410,000円 かつ、市町村内の 事務所等の従業者数が 50人以下である法人
			<ul style="list-style-type: none"> 税 税

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																				
市	普	2 法人税割 法人税額	(f) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であつて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 1,750,000円																			
			(リ) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 3,000,000円																			
			※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。 制限税率	標準税率の1.2倍																			
町	通	固定資産税	土地、家屋又は償却資産の価格(適正な時価。土地及び家屋については、3年ごとに評価替え)	標準税率 100分の1.4																			
		交付金	国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格(住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの)	一定率 100分の1.4																			
村	税	1 環境性能割 三輪以上の軽自動車の取得価額	乗用車 (令和5年4月1日～令和5年12月31日)																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガソリン車(ガソリンハイブリッド車を含む。)</td> <td>2030年度燃費基準75%達成(2020年度燃費基準達成車に限る。)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2030年度燃費基準60%達成(2020年度燃費基準達成車に限る。)</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>2030年度燃費基準55%達成</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車</td> <td></td> <td>100分の2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)	非課税	非課税	ガソリン車(ガソリンハイブリッド車を含む。)	2030年度燃費基準75%達成(2020年度燃費基準達成車に限る。)	非課税	非課税	2030年度燃費基準60%達成(2020年度燃費基準達成車に限る。)	100分の1	100分の0.5	2030年度燃費基準55%達成	100分の2	100分の1	上記以外の車
区分	税率																						
	自家用	営業用																					
電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)	非課税	非課税																					
ガソリン車(ガソリンハイブリッド車を含む。)	2030年度燃費基準75%達成(2020年度燃費基準達成車に限る。)	非課税	非課税																				
	2030年度燃費基準60%達成(2020年度燃費基準達成車に限る。)	100分の1	100分の0.5																				
	2030年度燃費基準55%達成	100分の2	100分の1																				
上記以外の車		100分の2																					

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
市	普	軽	乗用車 (令和6年1月1日以降)	
			区分	税率 自家用 営業用
町	自	動	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)	非課税 非課税
			ガソリン車 (ガソリンハイブリッド車を含む。) 2030年度燃費基準 80%達成 (2020年度燃費基準達成車に限る。)	100分の1 100分の0.5
			2030年度燃費基準 70%達成 (2020年度燃費基準達成車に限る。)	100分の2 100分の1
村	車	税	上記以外の車	100分の2
			<p>(注) ガソリン車 (ガソリンハイブリッド車を含む。) に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減 (★★★★) 又はH17規制からNOx75%低減 (★★★★) のものに限る。</p> <p>※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。</p>	
税	税	2 種別割 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車 (側車付二輪自動車を含む。) の台数	標準税率	
			<p>1 原動機付自転車</p> <p>(イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(=)に掲げるものを除く。 年額 2,000円</p> <p>(ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>(ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>(ニ) 三輪以上のもの (総務省令で定めるものを除く。) で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>(イ) 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>(ロ) 三輪のもの 年額 3,900円</p>	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 町 村 税	普 通 税	軽自動車税	(ハ) 四輪以上のもの 乗 用 営業用 年額 6,900円 家用 年額10,800円 貨物用 営業用 年額 3,800円 家用 年額 5,000円 3 二輪の小型自動車 年額 6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
		市たばこ村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数 一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 6,552円
		鉦産税	鉦物の価格 標準税率 100分の1 (鉦物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉦物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉦物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉦物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)
		特別土地税	※ 平成15年度以降当分の間課税停止 ※ 平成15年度以降当分の間課税停止
	目 的 税	入湯税	入湯日数 標準とする税率 1人1日につき150円
		事業所税	1 資産割 事業所床面積 2 従業者割 従業者給与総額 一定税率 1平方メートルにつき 600円 一定税率 100分の0.25
		都計画市税	土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 制限税率 100分の0.3
		水地利益税	土地又は家屋の価格又は面積 受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		共施設同税	条例で定める。 受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		宅開発地税	宅地の面積 条例で定める。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆6,001億円であり、前年度に比し、23億円(0.1%)増加している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区 分	(単位 億円)					
	令和4年度 当初見込額	令和5年度			比較	
		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C)	令和4年度 当初見込額 に対する増 減収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
(A)	(B)	(C)	(D)	(D)-(A)	(%)	
1 地方揮発油譲与税	2,291	2,164	-	2,164	△ 127	94.5
2 石油ガス譲与税	48	50	-	50	2	104.2
3 自動車重量譲与税	2,891	2,874	-	2,874	△ 17	99.4
4 航空機燃料譲与税	149	152	-	152	3	102.0
5 特別とん譲与税	113	124	-	124	11	109.7
6 森林環境譲与税	500	500	-	500	0	100.0
7 特別法人事業譲与税	19,986	20,137	-	20,137	151	100.8
合 計	25,978	26,001	-	26,001	23	100.1

3 地方特例交付金等

地方特例交付金等の総額は、2,169億円であり、前年度に比し、98億円(4.3%)減少している。

(1) 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額の全額を補填するため、地方特例交付金として2,045億円を計上している。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充等による減収額の全額を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として124億円を計上している。

4 地方交付税

地方交付税の総額は、18兆3,611億円であり、前年度に比し、3,073億円（1.7%）増加している。

地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度			増減額	
		当 初	補 正	最 終	対前年度 当初	対前年度 最終
		(B)		(C)	(A) - (B)	(A) - (C)
所得税(a)	21,048,000	20,382,000	1,637,000	22,019,000	666,000	△ 971,000
法人税(b)	14,602,000	13,336,000	451,000	13,787,000	1,266,000	815,000
酒 税(c)	1,180,000	1,128,000	-	1,128,000	52,000	52,000
消費 税(d)	23,384,000	21,573,000	588,000	22,161,000	1,811,000	1,223,000
地方交付税(e)	16,182,276	15,655,839	1,634,820	17,290,659	526,437	△ 1,108,383
(1) (a) × 33.1%	6,966,888	6,746,442	541,847	7,288,289	220,446	△ 321,401
(2) (b) × 33.1%	4,833,262	4,414,216	149,281	4,563,497	419,046	269,765
(3) (c) × 50%	590,000	564,000	-	564,000	26,000	26,000
(4) (d) × 19.5%	4,559,880	4,206,735	114,660	4,321,395	353,145	238,485
(5) 精算分等	△ 783,154	△ 290,954	829,032	538,078	△ 492,200	△ 1,321,232
(6) 法定加算等	15,400	15,400	-	15,400	0	0
(7) 臨時財政対策 特例加算額	-	-	-	-	-	-
地 方 法 人 税(f)	1,891,900	1,712,700	108,600	1,821,300	179,200	70,600
地方法人税過年度精算分(g)	△ 24	△ 24	177,694	177,670	0	△ 177,694
返 還 金(h)	1	103	-	103	△ 102	△ 102
特別会計借入金償還(i)	△ 1,300,000	△ 500,000	-	△ 500,000	△ 800,000	△ 800,000
借入金等利子充当分(j)	△ 57,200	△ 70,900	-	△ 70,900	13,700	13,700
剰余金の活用(k)	120,000	-	-	-	120,000	120,000
地方公共団体金融機構の公庫債権 金利変動準備金の活用(1)	100,000	-	-	-	100,000	100,000
前年度からの繰越金(m)	1,424,151	1,256,095	-	1,256,095	168,055	168,055
翌年度への繰越金(n)	-	-	△ 1,424,151	△ 1,424,151	-	1,424,151
合 計(e)～(n)	18,361,103	18,053,813	496,964	18,550,777	307,290	△ 189,674

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、15兆85億円であり、前年度に比し、1,259億円（0.8%）増加している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

区 分	(単位 百万円)		
	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増減額 (A)－(B)
1 普通補助負担金等	12,112,713	11,993,145	119,568
(1) 義務教育職員給与費負担金	1,521,553	1,501,467	20,086
(2) その他普通補助負担金等	10,591,160	10,491,678	99,482
(ア) 生活扶助費等負担金	1,355,542	1,340,208	15,334
(イ) 医療扶助費等負担金	1,391,235	1,420,329	△ 29,094
(ウ) 介護扶助費等負担金	83,356	80,983	2,373
(エ) 児童保護費負担金	134,758	131,681	3,077
(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	1,725,490	1,639,380	86,110
(カ) 児童手当等交付金	1,219,879	1,258,773	△ 38,894
(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	405,654	406,747	△ 1,093
(ク) 子どものための教育・保育給付交付金	1,594,795	1,491,839	102,956
(ケ) その他の補助負担金等	2,680,451	2,721,738	△ 41,287
2 公共事業費補助負担金	2,655,433	2,653,121	2,312
(1) 普通建設事業費補助負担金	2,625,064	2,622,762	2,302
(2) 災害復旧事業費補助負担金	30,369	30,359	10
3 国有提供施設等所在市町村助成交付金	29,940	29,940	0
4 施設等所在市町村調整交付金	7,600	7,600	0
5 交通安全対策特別交付金	51,600	53,506	△ 1,906
6 電源立地地域対策等交付金	105,212	102,347	2,865
7 特定防衛施設周辺整備調整交付金	40,773	37,609	3,164
8 石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,248	5,297	△ 49
合 計	15,008,519	14,882,565	125,954

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、6兆8,163億円であり、前年度に比し、7,914億円(10.4%)減少している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区 分		令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
一	一般会計債	56,052	56,085	△ 33
1	公共事業等	15,889	15,905	△ 16
2	公営住宅建設事業	1,089	1,090	△ 1
3	災害復旧事業	1,126	1,127	△ 1
4	教育・福祉施設等整備事業	4,108	3,707	401
	(1) 学校教育施設等	1,682	1,454	228
	(2) 社会福祉施設	367	367	0
	(3) 一般廃棄物処理	981	807	174
	(4) 一般補助施設等	541	542	△ 1
	(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0
5	一般単独事業	27,387	28,013	△ 626
	(1) 一般	2,485	2,411	74
	(2) 地域活性化	690	690	0
	(3) 防災対策	871	871	0
	(4) 地方道路等	3,221	3,221	0
	(5) 旧合併特例	4,800	5,500	△ 700
	(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
	(7) 公共施設等適正管理	4,320	5,220	△ 900
	(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0
	(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0
	(10) 脱炭素化推進	900	-	900
6	辺地及び過疎対策事業	5,308	5,098	210
	(1) 辺地対策	489	479	10
	(2) 過疎対策	4,819	4,619	200
7	公共用地先行取得等事業	345	345	0
8	行政改革推進	700	700	0
9	調整	100	100	0
公	営企業債	1,365	1,387	△ 22
1	水道事業(上水道分)	612	547	65
2	交通事業	331	361	△ 30
3	病院事業・介護サービス事業	422	479	△ 57
臨	時財政対策債	9,946	17,805	△ 7,859
退	職手当債	800	800	0
合	計	68,163	76,077	△ 7,914

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画で「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

令和5年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

参考表 令和5年度地方債計画
(通常収支分)

		(単位 億円)		
区	分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増減額 (A) - (B)
一	一般会計債			
1	公共事業等	15,889	15,905	△ 16
2	公営住宅建設事業	1,089	1,090	△ 1
3	災害復旧事業	1,126	1,127	△ 1
4	教育・福祉施設等整備事業	4,108	3,707	401
	(1) 学校教育施設等	1,682	1,454	228
	(2) 社会福祉施設	367	367	0
	(3) 一般廃棄物処理	981	807	174
	(4) 一般補助施設等	541	542	△ 1
	(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0
5	一般単独事業	27,387	28,013	△ 626
	(1) 一般	2,485	2,411	74
	(2) 地域活性化	690	690	0
	(3) 防災対策	871	871	0
	(4) 地方道路等	3,221	3,221	0
	(5) 旧合併特例	4,800	5,500	△ 700
	(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
	(7) 公共施設等適正管理	4,320	5,220	△ 900
	(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0
	(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0
	(10) 脱炭素化推進	900	-	900
6	辺地及び過疎対策事業	5,940	5,730	210
	(1) 辺地対策	540	530	10
	(2) 過疎対策	5,400	5,200	200
7	公共用地先行取得等事業	345	345	0
8	行政改革推進	700	700	0
9	調整	100	100	0
	計	56,684	56,717	△ 33

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
二 公 営 企 業 債			
1 水 道 事 業	6,035	5,566	469
2 工 業 用 水 道 事 業	297	300	△ 3
3 交 通 事 業	1,719	1,963	△ 244
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	333	288	45
5 港 湾 整 備 事 業	619	689	△ 70
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	4,598	4,193	405
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	287	379	△ 92
8 地 域 開 発 事 業	919	840	79
9 下 水 道 事 業	12,649	12,181	468
10 観 光 そ の 他 事 業	95	78	17
計	27,551	26,477	1,074
合 計	84,235	83,194	1,041
三 臨 時 財 政 対 策 債	9,946	17,805	△ 7,859
四 退 職 手 当 債	800	800	0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(265)	(334)	(△ 69)
計	94,981	101,799	△ 6,818
総 計	(265)	(334)	(△ 69)
内 訳 { 普 通 会 計 分	68,163	76,077	△ 7,914
{ 公 営 企 業 会 計 等 分	26,818	25,722	1,096
資 金 区 分			
公 的 資 金	40,644	43,713	△ 3,069
財 政 融 資 資 金	24,228	26,252	△ 2,024
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	16,416	17,461	△ 1,045
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(265)	(334)	(△ 69)
民 間 等 資 金	54,337	58,086	△ 3,749
市 場 公 募	34,100	36,600	△ 2,500
銀 行 等 引 受	20,237	21,486	△ 1,249

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生ずることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、83億円の減少を見込み、1兆5,646億円を計上している。

8 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、1,411億円の増加を見込み、4兆5,867億円を計上している。

9 復旧・復興事業一般財源充当分

東日本大震災に係る復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の復旧・復興事業一般財源充当分として、3億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

10 全国防災事業一般財源充当分

全国防災事業の一般財源所要額を上回る東日本大震災に係る地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額に対応するため、東日本大震災分の全国防災事業一般財源充当分として、60億円を計上することにより所要の調整を行っている。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、92兆350億円であり、前年度に比し、1兆4,432億円（1.6%）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第10表のとおりであり、歳出の構成比は、第11表のとおりである。

第9表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)					
区	分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増減額 (A) - (B)		増減率 (%)	
I	給与関係経費	199,053	199,644	△	591	△	0.3
1	給与費(退職手当を除く)	187,687	185,239		2,448		1.3
	(7) 義務教育教職員	55,912	55,421		491		0.9
	(イ) 警察関係職員	23,900	23,462		438		1.9
	(ウ) 消防職員	12,565	12,379		186		1.5
	(エ) 一般職員及び義務制以外の 教員並びに特別職等	95,310	93,977		1,333		1.4
2	退職手当	11,329	14,361	△	3,032	△	21.1
3	恩給費	37	44	△	7	△	15.9
II	一般行政経費	420,841	414,433		6,408		1.5
1	国庫補助負担金等を伴う もの	239,731	234,578		5,153		2.2
	(7) 生活保護費	37,734	37,886	△	152	△	0.4
	(イ) 児童保護費	11,860	11,344		516		4.5
	(ウ) 障害者自立支援給付費	34,510	32,788		1,722		5.3
	(エ) 後期高齢者医療給付費	29,010	27,887		1,123		4.0
	(オ) 介護給付費	34,894	33,587		1,307		3.9
	(カ) 児童手当等交付金	17,517	18,063	△	546	△	3.0
	(キ) 子どものための教育・ 保育給付交付金	29,051	27,219		1,832		6.7
	(ク) その他の一般行政経費	45,155	45,804	△	649	△	1.4
2	国庫補助負担金を伴わない もの	149,684	148,667		1,017		0.7
3	国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	14,726	14,988	△	262	△	1.7
4	デジタル田園都市国家構想事業費	12,500	12,000		500		4.2
	(7) 地方創生推進費	10,000	10,000		0		0.0
	(イ) 地域デジタル社会推進費	2,500	2,000		500		25.0
5	地域社会再生事業費	4,200	4,200		0		0.0
III	公債費	112,614	114,259	△	1,645	△	1.4
IV	維持補修費	15,237	14,948		289		1.9
V	投資的経費	119,731	119,785	△	54	△	0.0
1	直轄事業負担金	5,522	5,594	△	72	△	1.3
2	公共事業費	51,072	51,054		18		0.0
	(7) 普通建設事業費	50,671	50,658		13		0.0
	(イ) 災害復旧事業費	401	396		5		1.3
	(直轄、補助事業計)	56,594	56,648	△	54	△	0.1
3	一般事業費	28,699	28,167		532		1.9
	(7) 普通建設事業費	28,306	27,776		530		1.9
	(イ) 災害復旧事業費	393	391		2		0.5

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
4 特別事業費	34,438	34,970	△ 532	△ 1.5
(7) 過疎対策事業費	11,824	11,612	212	1.8
(i) 地域活性化事業費	820	820	0	0.0
(v) 旧合併特例事業費	5,112	5,856	△ 744	△ 12.7
(エ) 防災対策事業費	948	948	0	0.0
(オ) 施設整備事業費（一般財源化分）	934	934	0	0.0
(カ) 緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公共施設等適正管理推進事業費	4,800	5,800	△ 1,000	△ 17.2
(ク) 緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0	0.0
(ケ) 脱炭素化推進事業費 （地方単独事業計）	1,000 63,137	- 63,137	1,000 0	皆増 0.0
VI 公営企業繰出金	23,974	24,349	△ 375	△ 1.5
1 収益勘定繰出金	10,673	10,818	△ 145	△ 1.3
2 資本勘定繰出金	13,301	13,531	△ 230	△ 1.7
VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	28,900	18,500	10,400	56.2
歳 出 合 計	920,350	905,918	14,432	1.6

(注) 1 デジタル田園都市国家構想事業費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）及び「地域デジタル社会推進費」（2,000億円）の合算額である（以下同じ）。

2 地方創生推進費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）の額である（以下同じ）。

第10表 歳出の増減事由

増 減 事 由	金 額		増 減 事 由	金 額	
	総 額	地方費		総 額	地方費
I 給与関係経費	△ 591	△ 796	(ア) 生活保護費	△ 152	△ 38
1 給与費 （退職手当を除く）	2,448	2,243	(イ) 児童保護費	516	258
(7) 給与改定による増減	2,771	2,516	(ウ) 障害者自立支援給付費	1,722	861
(i) 昇給・新陳代謝等による増減	△ 75	△ 76	(エ) 後期高齢者医療給付費	1,123	1,123
(v) 職員数による増減	39	14	(オ) 介護給付費	1,307	1,307
(エ) 特別職の給与改定等による増減	11	11	(カ) 児童手当等交付金	△ 546	△ 157
(オ) そ の 他	△ 298	△ 222	(キ) 子どものための教育・保育給付交付金	1,832	803
(a) 共済組合負担金の改定による増減	△ 385	△ 385	(ク) その他の一般行政経費	△ 649	△ 76
(b) 再任用短時間勤務職員による増減	185	185	2 国庫補助負担金を伴わないもの	1,017	1,017
(c) そ の 他	△ 98	△ 22	(ア) 一般行政経費	1,017	1,017
2 退職手当	△ 3,032	△ 3,032	(イ) 追加財政需要	0	0
3 恩給費	△ 7	△ 7	3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	△ 262	△ 262
II 一般行政経費	6,408	5,336	4 デジタル田園都市国家構想事業費	500	500
1 国庫補助負担金等を伴うもの	5,153	4,081	(ア) 地方創生推進費	0	0
			(イ) 地域デジタル社会推進費	500	500
			5 地域社会再生事業費	0	0

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
III 公債費	△ 1,645	△ 1,645	3 一般事業費	532	532
IV 維持補修費	289	289	(ア) 普通建設事業費	530	530
V 投資的経費	△ 54	△ 78	(イ) 災害復旧事業費	2	2
1 直轄事業負担金	△ 72	△ 72	4 特別事業費	△ 532	△ 532
(ア) 治山治水	18	18	(ア) 過疎対策事業費	212	212
(イ) 道路整備	△ 47	△ 47	(イ) 地域活性化事業費	0	0
(ウ) 農業農村整備	△ 8	△ 8	(ウ) 旧合併特例事業費	△ 744	△ 744
(エ) その他	△ 35	△ 35	(エ) 防災対策事業費	0	0
2 公共事業費	18	△ 6	(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)	0	0
(ア) 普通建設事業費	13	△ 10	(カ) 緊急防災・減災事業費	0	0
(a) 治水治山	△ 150	△ 74	(キ) 公共施設等適正管理推進事業費	△ 1,000	△ 1,000
(b) 道路整備	18	4	(ク) 緊急自然災害防止対策事業費	0	0
(c) 港湾空港鉄道等	△ 72	△ 102	(ケ) 脱炭素化推進事業費(地方単独事業計)	1,000	1,000
(d) 住宅都市環境	△ 31	△ 23		0	0
(e) 生活環境施設整備	39	20	VI 公営企業繰出金	△ 375	△ 375
(f) 農林水産基盤整備	2	△ 13	1 収益勘定繰出金	△ 145	△ 145
(g) 社会資本総合整備	4	21	2 資本勘定繰出金	△ 230	△ 230
(h) 推進費等	△ 48	△ 28	VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	10,400	10,400
(i) 国庫負担かさ上げ	0	△ 28			
(j) その他	251	213	歳出増減額の合計	14,432	13,131
(イ) 災害復旧事業費(直轄、補助事業計)	△ 54	△ 78			

第11表 歳出の構成比

区	分	令和5年度		令和4年度	
		計画額	構成比(%)	計画額	構成比(%)
1	給与関係経費	199,053	21.6	199,644	22.0
2	一般行政経費	420,841	45.7	414,433	45.8
3	公債費	112,614	12.2	114,259	12.6
4	維持補修費	15,237	1.7	14,948	1.7
5	投資的経費	119,731	13.0	119,785	13.2
6	公営企業繰出金	23,974	2.6	24,349	2.7
7	地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	28,900	3.2	18,500	2.0
	歳出合計	920,350	100.0	905,918	100.0

(参考) 社会保障施策に要する地方負担額と当該地方負担額に対応する地方の歳入は、次のとおりである。

(1) 地方負担額

① 社会保障施策に要する経費	22兆9,453億円
② ①のうち社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付	15兆5,962億円

(2) (1)に対応する地方の歳入

地方消費税率の引上げ (消費税率換算1%→2.2%)分	消費税の地方 交付税法定率分	計
3兆4,946億円	4兆5,599億円	8兆545億円

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は、19兆9,053億円であり、前年度に比し、591億円(0.3%)減少している。

地方財政計画上の職員数については、地方団体における定員管理の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増や保健所等の恒常的な人員体制強化、児童虐待防止対策の強化による増等を見込むことにより、2,618人の増としている。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、人事委員会勧告の反映等を見込んでいる。

(1) 給与費(退職手当を除く)

給与費(退職手当を除く。以下同じ。)の総額は、18兆7,687億円であり、前年度に比し、2,448億円(1.3%)増加している。

給与費の内訳は、次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、5兆5,912億円となり、前年度に比し、491億円増加している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員(警察官及び警察事務職員)の給与費は、2兆3,900億円であり、前年度に比し、438億円増加している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は、1兆2,565億円であり、前年度に比し、186億円増加している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は、9兆5,310億円であり、前年度に比し、1,333億円増加している。

(2) 退職手当

退職手当の総額は、1兆1,329億円であり、地方公務員の定年引上げを踏まえ、令和5年度と令和6年度の所要額を平準化したこと等により、前年度に比し、3,032億円(21.1%)減少している。

(3) 恩給費

恩給費の総額は、37億円であり、前年度に比し、7億円(15.9%)減少している。

第12表 職員数の増減状況

職 員 区 分	(単位 人)		
	令和4年度 計画人員	増 減 数	令和5年度 計画人員
1 義務教育教職員	690,876	1,217	692,093
(1) 小学校教職員	408,681	711	409,392
(2) 中学校教職員	232,898	△ 244	232,654
(3) 特別支援学校教職員	49,297	750	50,047
2 非義務教育教員	218,687	△ 1,725	216,962
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	199,914	△ 719	199,195
(2) 大学教員	785	40	825
(3) 幼稚園教員	17,988	△ 1,046	16,942
3 警察官	254,489	0	254,489
4 消防職員	161,827	500	162,327
5 一般職員	988,890	2,626	991,516
(1) 高校事務職員等	32,223	△ 353	31,870
(2) 警察事務職員	24,700	0	24,700
(3) その他一般職員	929,245	2,977	932,222
(4) 補助職員等	2,722	2	2,724
合 計	2,314,769	2,618	2,317,387

(注) 「5 一般職員 (3)その他一般職員」の増減数には、保健所等の恒常的な人員体制強化による保健師等の増(750人)、児童虐待防止対策の強化による児童福祉司等の増(769人)及び民間委託等の推進による減(△577人)を含む。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、42兆841億円であり、前年度に比し、6,408億円(1.5%)増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、23兆9,731億円であり、前年度に比し、5,153億円(2.2%)増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)									
	令和5年度(A)			令和4年度(B)			増減額(A)-(B)			
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	
(内閣府所管)										
都道府県警察費補助金	31,206	26,554	57,760	30,077	25,935	56,012	1,129	619	1,748	
子どものための教育・保育給付交付金	1,594,795	1,310,333	2,905,128	1,491,839	1,230,038	2,721,877	102,956	80,295	183,251	
児童手当等交付金	1,219,879	531,834	1,751,713	1,258,773	547,553	1,806,326	△ 38,894	△ 15,719	△ 54,613	
児童保護費負担金	134,758	134,758	269,516	-	-	-	134,758	134,758	269,516	
児童扶養手当給付費負担金	148,622	297,244	445,866	-	-	-	148,622	297,244	445,866	
地方創生推進交付金	53,223	51,140	104,363	53,223	51,140	104,363	0	0	0	
その他	986,138	1,045,396	2,031,534	406,278	502,499	908,777	579,860	542,897	1,122,757	
内閣府計	4,168,621	3,397,259	7,565,880	3,240,190	2,357,165	5,597,355	928,431	1,040,094	1,968,525	
(総務省所管)										
緊急消防援助隊設備整備費補助金	4,986	4,986	9,972	4,986	4,986	9,972	0	0	0	
マイナンバーカード交付事務費補助金	23,658	-	23,658	61,610	-	61,610	△ 37,952	-△	37,952	
その他	92,953	660	93,613	104,457	18,224	122,681	△ 11,504	△ 17,564	△ 29,068	
総務省計	121,597	5,646	127,243	171,053	23,210	194,263	△ 49,456	△ 17,564	△ 67,020	
(法務省所管)										
人権啓発活動等委託費等	12,065	1,150	13,215	18,950	1,100	20,050	△ 6,885	50△	6,835	
(文部科学省所管)										
特別支援教育就学奨励費負担金	6,072	6,072	12,144	5,995	5,995	11,990	77	77	154	
私立高等学校等経常費助成費補助金	98,781	-	98,781	98,905	-	98,905	△ 124	-△	124	
高等学校等就学支援金交付金	228,288	-	228,288	221,457	-	221,457	6,831	-	6,831	
その他	94,032	125,424	219,456	92,562	121,397	213,959	1,470	4,027	5,497	
文部科学省計	427,173	131,496	558,669	418,919	127,392	546,311	8,254	4,104	12,358	
(厚生労働省所管)										
保健事業費等補助金	32,975	32,430	65,405	34,102	30,995	65,097	△ 1,127	1,435	308	
結核医療費負担金	3,211	1,292	4,503	3,276	1,325	4,601	△ 65	△ 33	98	
精神保健費等負担金	7,842	3,838	11,680	8,058	3,839	11,897	△ 216	△ 1	217	
生活扶助費等負担金	1,355,542	451,754	1,807,296	1,340,208	446,647	1,786,855	15,334	5,107	20,441	
医療扶助費等負担金	1,391,235	463,745	1,854,980	1,420,329	473,443	1,893,772	△ 29,094	△ 9,698	△ 38,792	
介護扶助費等負担金	83,356	27,785	111,141	80,983	26,994	107,977	2,373	791	3,164	
身体障害者保護費負担金	2,201	2,201	4,402	2,162	2,162	4,324	39	39	78	
障害者自立支援給付費等負担金	1,725,490	1,725,490	3,450,980	1,639,380	1,639,380	3,278,760	86,110	86,110	172,220	
後期高齢者医療給付費等負担金	6,691	2,894,338	2,901,029	6,691	2,782,032	2,788,723	0	112,306	112,306	
介護給付費等負担金	-	3,489,379	3,489,379	-	3,358,708	3,358,708	-	130,671	130,671	
在宅福祉事業費補助金	2,511	4,171	6,682	2,591	4,334	6,925	△ 80	△ 163	243	
児童保護費負担金	-	-	-	131,681	131,681	263,362	△ 131,681	△ 131,681	△ 263,362	
児童扶養手当給付費負担金	-	-	-	161,773	323,546	485,319	△ 161,773	△ 323,546	△ 485,319	
保険基盤安定等負担金	134,448	239,750	374,198	135,494	225,572	361,066	△ 1,046	14,178	13,132	
職業転換訓練費負担金	1,119	1,119	2,238	1,138	1,138	2,276	△ 19	△ 19	38	
その他	697,074	593,329	1,290,403	1,245,872	1,097,037	2,342,909	△ 548,798	△ 503,708	△ 1,052,506	
厚生労働省計	5,443,695	9,930,621	15,374,316	6,213,738	10,548,833	16,762,571	△ 770,043	△ 618,212	△ 1,388,255	

区 分	令和5年度(A)			令和4年度(B)			増減額(A)－(B)			
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	
(農林水産省所管)										
家畜伝染病予防費負担金	3,702	2,498	6,200	2,694	1,840	4,534	1,008	658	1,666	
日本型直接支払交付金	75,387	76,862	152,249	75,387	76,862	152,249	0	0	0	
その他の	49,756	6,101	55,857	51,979	6,435	58,414	△ 2,223	△ 334	△ 2,557	
農林水産省計	128,845	85,461	214,306	130,060	85,137	215,197	△ 1,215	324	△ 891	
(経済産業省所管)										
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金	12,309	-	12,309	12,336	-	12,336	△ 27	-	△ 27	
その他の	12,371	2,048	14,419	13,138	2,148	15,286	△ 767	△ 100	△ 867	
経済産業省計	24,680	2,048	26,728	25,474	2,148	27,622	△ 794	△ 100	△ 894	
(国土交通省所管)										
地籍調査費負担金	4,060	4,060	8,120	4,910	4,910	9,820	△ 850	△ 850	△ 1,700	
その他の	14,343	12,528	26,871	12,974	11,616	24,590	1,369	912	2,281	
国土交通省計	18,403	16,588	34,991	17,884	16,526	34,410	519	62	581	
(環境省所管)										
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等	49,028	30,822	79,850	50,445	31,447	81,892	△ 1,417	△ 625	△ 2,042	
(防衛省所管)										
募集事務地方公共団体委託費等	171	-	171	156	-	156	15	-	15	

合 計	10,394,278	13,601,091	23,995,369	10,286,869	13,192,958	23,479,827	107,409	408,133	515,542	
補助職員等の組替えによる減	△ 22,262	-	△ 22,262	△ 22,060	-	△ 22,060	△ 202	-	△ 202	
再 計	10,372,016	13,601,091	23,973,107	10,264,809	13,192,958	23,457,767	107,207	408,133	515,340	

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、14兆9,684億円であり、前年度に比し、1,017億円(0.7%)増加している。

社会保障関係費の増加や地方団体の施設の光熱費高騰に伴う経費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金1兆9,178億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、4,200億円を計上している。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,271億円、都道府県繰入金5,910億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,545億円を合算した1兆4,726億円であり、前年度に比し、262億円（1.7%）減少している。

(4) デジタル田園都市国家構想事業費

デジタル田園都市国家構想事業費は、地方創生推進費（1兆円）と地域デジタル社会推進費（2,500億円）を内訳として、1兆2,500億円を計上している。

ア 地方創生推進費

地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、まち・ひと・しごと創生事業費を地方創生推進費に名称変更し、前年度同額の1兆円を計上している。

イ 地域デジタル社会推進費

地方団体が地域の実情に応じた、デジタル実装を通じた地域が抱える課題の解決に取り組むため、2,500億円を計上しており、前年度に比し、500億円（25.0%）増加している。

このうちマイナンバーカード利活用特別分として、500億円を計上している。

(5) 地域社会再生事業費

地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、前年度同額の4,200億円を計上している。

3 公 債 費

地方債の元利償還金は、11兆2,614億円（元金償還金10兆3,331億円、利払費9,283億円）であり、前年度に比し、1,645億円（1.4%）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

令和5年度償還金(A)			令和4年度償還金(B)			増減額 (A)-(B)		
元	金	計	元	金	計	元	金	計
103,331	9,283	112,614	103,897	10,362	114,259	△ 566	△ 1,079	△ 1,645

(参考表) 地方債見込現在高

(単位 億円)

令和4年度 末現在高 (A)	令和5年度		令和5年度末 見込現在高 (A)+(B)-(C) (D)	増減額 (D)-(A)
	発行額 (B)	償還額 (C)		
1,430,178	68,172	103,968	1,394,382	△ 35,796

(注) 東日本大震災分の地方債を含む。

4 維持補修費

維持補修費の総額は、1兆5,237億円であり、前年度に比し、289億円(1.9%)増加している。このうち、緊急浚渫推進事業費として1,100億円を計上している。

5 投資的経費

投資的経費の総額は、11兆9,731億円であり、前年度に比し、54億円(0.0%)減少している。なお、このうち国庫補助負担金を伴わないものは、前年度同額の6兆3,137億円を計上している。投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は、5,522億円であり、前年度に比し、72億円(1.3%)減少している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、5兆1,072億円であり、前年度に比し、18億円(0.0%)増加している。このうち、普通建設事業費は、5兆671億円で、前年度に比し、13億円(0.0%)増加しており、災害復旧事業費は、401億円で、前年度に比し、5億円(1.3%)増加している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表 直 轄 事 業

区 分	令和5年度 (A)			
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
1 治 水	593,270	132,382	20,232	745,884
河 川	328,243	63,651	-	391,894
砂 防	73,032	28,655	-	101,687
ダ ム	191,995	40,076	20,232	252,303
2 治 山	8,192	3,265	-	11,457
3 海 岸	15,213	4,962	-	20,175
農 林	2,118	786	-	2,904
運 輸	7,295	2,423	-	9,718
建 設	5,800	1,753	-	7,553
4 道 路 整 備	1,301,519	293,624	-	1,595,143
5 港 湾	110,926	59,193	24	170,143
6 空 港	131,970	8,294	-	140,264
7 都 市 環 境	20,348	831	-	21,179
8 農 業 農 村 整 備	136,488	24,206	-	160,694
9 森 林 水 産 基 盤	11,322	4,025	-	15,347
10 災 害 関 連	8,138	3,505	-	11,643
11 災 害 復 旧	14,594	6,577	45	21,216
河 川 等	8,596	4,158	45	12,799
港 湾 等	667	288	-	955
道 路 等	4,144	2,043	-	6,187
山 林 施 設 等	1,187	88	-	1,275
12 推 進 費 等	10,859	3,346	-	14,205
計 (a)	2,362,839	544,210	20,301	2,927,350
既往年度における農業農村整備負担金等	-	7,955	-	7,955
総 計 (計画計上分)	2,362,839	552,165	20,301	2,935,305

(参 考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (b)	△ 6,560	8,250	2,824	4,514
(a) + (b)	2,356,279	552,460	23,125	2,931,864

- (注) 1 国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額である。
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当年度執行状況(b)」の区分の金額は、「8 農業農村整備」の

費 の 内 訳

(単位 百万円)

令和4年度 (B)				増減額 (A) - (B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
585,128	130,660	18,473	734,261	8,142	1,722	1,759	11,623
325,631	63,583	-	389,214	2,612	68	-	2,680
73,558	27,656	-	101,214	△ 526	999	-	473
185,939	39,421	18,473	243,833	6,056	655	1,759	8,470
8,197	3,217	-	11,414	△ 5	48	-	43
17,988	6,252	-	24,240	△ 2,775	△ 1,290	-	△ 4,065
2,064	790	-	2,854	54	△ 4	-	50
7,201	2,454	-	9,655	94	△ 31	-	63
8,723	3,008	-	11,731	△ 2,923	△ 1,255	-	△ 4,178
1,295,979	298,315	-	1,594,294	5,540	△ 4,691	-	849
108,744	57,795	350	166,889	2,182	1,398	△ 326	3,254
126,835	7,590	-	134,425	5,135	704	-	5,839
19,773	680	-	20,453	575	151	-	726
137,343	25,041	-	162,384	△ 855	△ 835	-	△ 1,690
11,809	4,188	-	15,997	△ 487	△ 163	-	△ 650
5,928	2,393	-	8,321	2,210	1,112	-	3,322
14,491	6,213	76	20,780	103	364	△ 31	436
9,717	4,718	76	14,511	△ 1,121	△ 560	△ 31	△ 1,712
455	187	-	642	212	101	-	313
2,376	1,161	-	3,537	1,768	882	-	2,650
1,943	147	-	2,090	△ 756	△ 59	-	△ 815
13,120	4,684	-	17,804	△ 2,261	△ 1,338	-	△ 3,599
2,345,335	547,028	18,899	2,911,262	17,504	△ 2,818	1,402	16,088
-	12,341	-	12,341	-	△ 4,386	-	△ 4,386
2,345,335	559,369	18,899	2,923,603	17,504	△ 7,204	1,402	11,702

△ 4,841	8,885	3,084	7,128	△ 1,719	△ 635	△ 260	△ 2,614
2,340,494	555,913	21,983	2,918,390	15,785	△ 3,453	1,142	13,474

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。

区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

(単位 百万円)

区 分	令和5年度(A)			令和4年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 一般公共									
(1) 治水治山	130,917	135,660	266,577	138,564	143,053	281,617	△ 7,647	△ 7,393	△ 15,040
(2) 道路整備	384,546	308,686	693,232	383,205	308,248	691,453	1,341	438	1,779
(3) 港湾空港鉄道等	31,074	78,802	109,876	28,121	88,952	117,073	2,953	△ 10,150	△ 7,197
(4) 住宅都市環境	254,485	248,754	503,239	255,313	251,063	506,376	△ 828	△ 2,309	△ 3,137
(5) 生活環境施設整備	44,669	77,898	122,567	42,787	75,918	118,705	1,882	1,980	3,862
(6) 農林水産基盤整備	286,100	214,985	501,085	284,655	216,277	500,932	1,445	△ 1,292	153
(7) 社会資本総合整備	967,659	1,096,762	2,064,421	969,330	1,094,672	2,064,002	△ 1,671	2,090	419
(8) 推進費等	42,449	42,278	84,727	44,446	45,040	89,486	△ 1,997	△ 2,762	△ 4,759
(9) 災害関連	8,870	6,352	15,222	12,037	9,343	21,380	△ 3,167	△ 2,991	△ 6,158
小計	2,150,769	2,210,177	4,360,946	2,158,458	2,232,566	4,391,024	△ 7,689	△ 22,389	△ 30,078
(10) 後進地域等地方団体に対する国庫負担かさ上げ額	45,854	△ 45,854	-	43,098	△ 43,098	-	2,756	△ 2,756	-
計 (a)	2,196,623	2,164,323	4,360,946	2,201,556	2,189,468	4,391,024	△ 4,933	△ 25,145	△ 30,078

(注) 「1 一般公共 (8) 推進費等」の令和5年度の額には、地方創生整備推進交付金分(国庫補助負担額等34,247百万円、地方負担額32,071百万円)を含む。

区 分	令和5年度(A)			令和4年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
2 その他公共									
(1) 文教施設	84,948	96,445	181,393	87,409	88,812	176,221	△ 2,461	7,633	5,172
(2) 厚生労働施設	69,385	38,772	108,157	74,527	34,578	109,105	△ 5,142	4,194	△ 948
(3) 小笠原諸島振興開発事業	901	677	1,578	906	597	1,503	△ 5	80	75
(4) 防衛施設運営等関連施設	57,937	23,498	81,435	57,759	23,483	81,242	178	15	193
(5) 都道府県警察施設	22,143	22,143	44,286	21,829	21,830	43,659	314	313	627
(6) 消防施設等	1,373	2,252	3,625	1,373	1,920	3,293	0	332	332
(7) 過疎地域集落整備事業	185	237	422	185	237	422	0	0	0
(8) 防災集団移転促進事業等	135	84	219	132	85	217	3	△ 1	2
(9) 農村振興対策事業	56,393	34,083	90,476	56,704	33,539	90,243	△ 311	544	233
(10) その他	135,040	59,542	194,582	120,381	48,517	168,898	14,659	11,025	25,684
小計	428,440	277,733	706,173	421,205	253,598	674,803	7,235	24,135	31,370
(11) 新産業都市等に対する国庫負担かさ上げ額	1	△ 1	-	1	△ 1	-	△ 0	0	-
計 (b)	428,441	277,732	706,173	421,206	253,597	674,803	7,235	24,135	31,370
合計(a)+(b) (c)	2,625,064	2,442,055	5,067,119	2,622,762	2,443,065	5,065,827	2,302	△ 1,010	1,292

区 分	令和5年度(A)			令和4年度(B)			増減額(A)-(B)			
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	
3 災害復旧事業										
(1) 一般公共	29,830	9,461	39,291	29,864	9,033	38,897	△ 34	428	394	
(2) 文教施設	539	270	809	495	249	744	44	21	65	
計 (d)	30,369	9,731	40,100	30,359	9,282	39,641	10	449	459	
総計 (c) + (d)	2,655,433	2,451,786	5,107,219	2,653,121	2,452,347	5,105,468	2,312	△ 561	1,751	

(3) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は、2兆8,699億円を計上しており、前年度に比し、532億円（1.9%）増加している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として2兆8,306億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

令和4年発生災害及び現年発生災害に係る令和5年度における復旧事業費として393億円を計上している。

(4) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実等を推進するための特別事業費の総額は、3兆4,438億円を計上しており、前年度に比し、532億円（1.5%）減少している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として1兆1,824億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の経済循環の創造に資する事業等を実施するため、地域活性化事業費として820億円を計上している。

ウ 旧合併特例事業費

「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」及び「市町村の合併の特例に関する法律（現行合併特例法）」に基づき平成22年3月末までに合併した市町村に対する合併特例事業及び合併推進事業を実施するため、旧合併特例事業費として5,112億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として948億円を計上している。

オ 施設整備事業費（一般財源化分）

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費（一般財源化分）として934億円を計上している。

カ 緊急防災・減災事業費

防災・減災事業の緊急課題に対応するため、緊急防災・減災事業費として5,000億円を計上している。

キ 公共施設等適正管理推進事業費

公共施設等の適正管理を推進するため、公共施設等適正管理推進事業費として4,800億円を計上している。

ク 緊急自然災害防止対策事業費

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）と連携しつつ、自然災害を防止するための基盤整備を推進するため、緊急自然災害防止対策事業費として4,000億円を計上している。

ケ 脱炭素化推進事業費

地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、脱炭素化推進事業費として1,000億円を計上している。

6 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、2兆3,974億円であり、前年度に比し、375億円（1.5%）減少している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは、1兆3,997億円であり、前年度に比し、401億円（2.8%）減少している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は、1兆673億円であり、前年度に比し、145億円（1.3%）減少している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)		
区	分			令和5年度(A)	令和4年度(B)	増減額(A)－(B)
1	水	道	事業	236	245	△ 9
2	交	通	事業	172	175	△ 3
3	病	院	事業	5,183	5,173	10
4	下	水	道事業	4,238	4,344	△ 106
5	そ	の	他の事業	844	881	△ 37
	合	計		10,673	10,818	△ 145

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は、1兆3,301億円であり、前年度に比し、230億円（1.7%）減少している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)		
区	分			令和5年度(A)	令和4年度(B)	増減額(A)－(B)
1	水	道	事業	825	850	△ 25
2	交	通	事業	424	405	19
3	病	院	事業	2,672	2,717	△ 45
4	下	水	道事業	9,100	9,280	△ 180
5	そ	の	他の事業	280	279	1
	合	計		13,301	13,531	△ 230

7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、1兆400億円（56.2%）の増加を見込み、2兆8,900億円を計上している。

（三） 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等に基づく経費の総額は、35兆633億円であり、前年度に比し、4,629億円（1.3%）増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係（義務教育職員給与費を含む。）で29兆9,561億円（前年度比4,612億円、1.6%増）、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で5兆671億円（前年度比13億円、0.0%増）、災害復旧事業費で401億円（前年度比5億円、1.2%増）である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和5年度(A)			令和4年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 普通補助負担金等関係									
(1) 内閣府所管	4,168,621	3,397,259	7,565,880	3,240,190	2,357,165	5,597,355	928,431	1,040,094	1,968,525
(2) 総務省所管	121,597	5,646	127,243	171,053	23,210	194,263	△ 49,456	△ 17,564	△ 67,020
(3) 法務省所管	12,065	1,150	13,215	18,950	1,100	20,050	△ 6,885	50	△ 6,835
(4) 外務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(5) 財務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(6) 文部科学省所管	427,173	131,496	558,669	418,919	127,392	546,311	8,254	4,104	12,358
(7) 厚生労働省所管	5,443,695	9,930,621	15,374,316	6,213,738	10,548,833	16,762,571	△ 770,043	△ 618,212	△ 1,388,255
(8) 農林水産省所管	128,845	85,461	214,306	130,060	85,137	215,197	△ 1,215	324	△ 891
(9) 経済産業省所管	24,680	2,048	26,728	25,474	2,148	27,622	△ 794	△ 100	△ 894
(10) 国土交通省所管	18,403	16,588	34,991	17,884	16,526	34,410	519	62	581
(11) 環境省所管	49,028	30,822	79,850	50,445	31,447	81,892	△ 1,417	△ 625	△ 2,042
(12) 防衛省所管	171	-	171	156	-	156	15	-	15
小計((1)~(12))	10,394,278	13,601,091	23,995,369	10,286,869	13,192,958	23,479,827	107,409	408,133	515,542
(13) 義務教育職員給与費	1,521,553	4,439,139	5,960,692	1,501,467	4,513,606	6,015,073	20,086	△ 74,467	△ 54,381
計((1)~(13))	11,915,831	18,040,230	29,956,061	11,788,336	17,706,564	29,494,900	127,495	333,666	461,161
2 公共事業費補助負担金関係									
(1) 普通建設事業費	2,625,064	2,442,055	5,067,119	2,622,762	2,443,065	5,065,827	2,302	△ 1,010	1,292
(2) 災害復旧	30,369	9,731	40,100	30,359	9,282	39,641	10	449	459
計((1)~(2))	2,655,433	2,451,786	5,107,219	2,653,121	2,452,347	5,105,468	2,312	△ 561	1,751
総計(1+2)	14,571,264	20,492,016	35,063,280	14,441,457	20,158,911	34,600,368	129,807	333,105	462,912

第20表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区 分	(単位 百万円)		
	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	10,755,341	15,696,178	26,451,519
地方財政法第10条の2関係経費	1,153,162	933,839	2,087,001
地方財政法第10条の3関係経費	33,294	12,070	45,364
地方財政法第34条関係経費	1	-	1
総 計	11,941,798	16,642,088	28,583,886

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10 1	義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	1,521,553	3,043,106	4,564,659
3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	43,480	39,327	82,807
4	生活保護に要する経費	2,830,134	943,285	3,773,418
5	感染症の予防に要する経費	5,792	3,804	9,597
6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,546	1,187	2,733
7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	149,798	145,754	295,551
8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	1	1
9	身体障害者の更生援護に要する経費	607,489	607,489	1,214,978
10	婦人相談所に要する経費	1,015	1,015	2,030
11	知的障害者の援護に要する経費	975,594	975,594	1,951,187
12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	6,691	2,894,338	2,901,030
13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	3,665,964	3,665,964
14	児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)並びに里親に要する経費	614,900	614,900	1,229,801
15	児童手当に要する経費	1,219,879	531,834	1,751,713
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	138,772	252,737	391,510
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,412	355	1,767
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	42,544	14,181	56,725
19	児童扶養手当に要する経費	148,622	297,244	445,866
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	2,990	2,914	5,904
21	家畜伝染病予防に要する経費	3,702	2,498	6,200

地方財政法
条 号

	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	135	135	271
23	森林病虫害等の防除に要する経費	547	534	1,080
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	10,500	10,500	21,000
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	6,072	6,072	12,145
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	6,076	6,079	12,155
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	10	-	10
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	119	-	119
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	405,654	-	405,654
30	新型インフルエンザ等緊急事態における埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る臨時の医療施設における医療の提供、損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	45	45	90
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	124,021	52,261	176,282
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	127,338	127,338	254,677
33	子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）及び子育てのための施設等利用給付に要する経費（地方公共団体又は公立大学法人の設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものを除く。）	1,699,006	1,414,084	3,113,090
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	27,447	9,149	36,596
35	都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等減免に要する経費	32,455	32,455	64,910
	計	10,755,341	15,696,178	26,451,519
10の2	1～6 普通建設事業に要する経費	1,153,162	933,839	2,087,001
	計	1,153,162	933,839	2,087,001
10の3	1 災害救助事業に要する経費	2,839	2,839	5,677
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	140	140	280
	3～9 災害復旧事業に要する経費	30,316	9,092	39,407
	計	33,294	12,070	45,364
34	引揚者への援護に要する経費	1	-	1
	計	1	-	1

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、2,647億円であり、前年度に比し、340億円（11.4%）減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は、第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区	分	(単位 億円)					
		令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増減額 (A)－(B)		増減率 (%)	
I	震災復興特別交付税	935	1,069	△	134	△	12.5
II	一般財源充当分	3	4	△	1	△	25.0
III	国庫支出金	1,632	1,822	△	190	△	10.4
IV	地方債	9	9		0		0.0
V	雑収入	68	83	△	15	△	18.1
	歳入合計	2,647	2,987	△	340	△	11.4

第2表 歳入の構成比

区	分	(単位 億円)			
		令和5年度		令和4年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	震災復興特別交付税	935	35.3	1,069	35.8
2	一般財源充当分	3	0.1	4	0.1
3	国庫支出金	1,632	61.7	1,822	61.0
4	地方債	9	0.3	9	0.3
5	雑収入	68	2.6	83	2.8
	歳入合計	2,647	100.0	2,987	100.0

(二) 歳入の概要

1 震災復興特別交付税

震災復興特別交付税の総額は、935億円であり、前年度に比し、134億円（12.5%）減少している。

震災復興特別交付税の算定基礎は、第3表のとおりである。

第3表 震災復興特別交付税の算定基礎

(単位 百万円)

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度			増減額	
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A) - (B)	対前年度 最終 (A) - (C)
当該年度震災復興 特別交付税の加算(a)	62,246	91,943	-	91,943	△ 29,697	△ 29,697
前年度からの年度 調整分(b)	28,100	14,000	-	14,000	14,100	14,100
返 還 金(c)	3,156	996	-	996	2,160	2,160
合 計 (a)~(c)	93,502	106,939	-	106,939	△ 13,437	△ 13,437

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

2 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、3億円を計上している。

3 国庫支出金

国庫支出金の総額は、1,632億円であり、前年度に比し、190億円（10.4%）減少している。

国庫支出金の内訳は、第4表のとおりである。

第4表 国庫支出金の内訳

(単位 百万円)

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増減額 (A) - (B)
1 災害救助費等負担金	666	708	△ 42
2 河川等災害復旧事業費補助	5,010	4,086	924
3 社会資本整備総合交付金	11,553	10,272	1,281
4 災害公営住宅等家賃対策補助	20,936	20,819	117
5 循環型社会形成推進交付金	409	1,461	△ 1,052
6 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	637	637	0
7 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	2,708	2,246	462
8 福島再生加速化交付金	60,179	70,084	△ 9,905
9 その他	61,173	71,955	△ 10,782
合 計	163,271	182,268	△ 18,997

4 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、前年度同額の9億円を計上している。

地方債の事業別内訳は、第5表のとおりである。

第5表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区	分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増減額 (A) - (B)
一	一般会計債	9	9	0
1	公営住宅建設事業	8	8	0
2	一般単独事業	1	1	0
	一 般	1	1	0
	合 計	9	9	0

(2) 地方債計画

令和5年度地方債計画は、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして策定している。

参考表 令和5年度地方債計画 (東日本大震災分)

復旧・復興事業

		(単位 億円)		
区	分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増減額 (A) - (B)
一	一般会計債			
1	公営住宅建設事業	8	8	0
2	災害復旧事業	1	1	0
3	一般単独事業	1	1	0
二	公営企業債			
1	水道事業	3	5	△ 2
三	国の予算等貸付金債	(1)	(1)	(0)
	総 計	13	15	△ 2
		(1)	(1)	(0)
内訳	普通会計分	9	9	0
	公営企業会計等分	4	6	△ 2

資	金	区	分				
	公		的	資	金		
	財	政	融	資	資	金	
				10		12	△ 2
	地	方	公	共	団	体	金
				3		3	0
				(1)	(1)	(0)	

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

5 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入及び貸付金の回収金を68億円計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、2,647億円であり、前年度に比し、340億円（11.4%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第6表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第7表のとおりであり、歳出の構成比は第8表のとおりである。

第6表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	令和5年度		令和4年度		増減額		増減率	
	(A)	(B)	(A) - (B)	(%)	(A) - (B)	(%)		
I 給与関係経費	54	58	△ 4	△ 6.9				
II 一般行政経費	1,288	1,418	△ 130	△ 9.2				
1 国庫補助負担金等を伴うもの	902	921	△ 19	△ 2.1				
2 国庫補助負担金を伴わないもの	386	497	△ 111	△ 22.3				
III 公債費	68	83	△ 15	△ 18.1				
IV 投資的経費	1,237	1,428	△ 191	△ 13.4				
1 直轄事業負担金	0	0	0	0.0				
2 公共事業費	1,235	1,426	△ 191	△ 13.4				
3 一般事業費	2	2	△ 0	0.0				
V 公営企業繰出金	0	0	△ 0	0.0				
歳出合計	2,647	2,987	△ 340	△ 11.4				

第7表 歳出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△ 4	△ 3	III 公債費	△ 15	△ 15
1 職員数による増減	△ 5	△ 4	IV 投資的経費	△ 191	△ 46
2 その他	1	1	1 直轄事業負担金	0	0
II 一般行政経費	△ 130	△ 86	2 公共事業費	△ 191	△ 46
1 国庫補助負担金等を伴うもの	△ 19	25	3 一般事業費	△ 0	△ 0
2 国庫補助負担金を伴わないもの	△ 111	△ 111	V 公営企業繰出金	△ 0	△ 0
			歳出増減額の合計	△ 340	△ 150

第8表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	令和5年度		令和4年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 給 与 関 係 経 費	54	2.0	58	1.9
2 一 般 行 政 経 費	1,288	48.7	1,418	47.5
3 公 債 費	68	2.6	83	2.8
4 投 資 的 経 費	1,237	46.7	1,428	47.8
5 公 営 企 業 繰 出 金	0	0.0	0	0.0
歳 出 合 計	2,647	100.0	2,987	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は、54億円であり、前年度に比し、4億円(6.9%)減少している。

給与関係経費の内訳は、次のとおりである。

- (1) 義務教育教職員の給与費は、義務教育教職員について、前年度に比し、57人減員の546人を見込み、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、45億円を計上している。
- (2) 警察官の給与費は、前年度に比し、4人減員の103人を見込むことにより、9億円を計上している。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、1,288億円であり、前年度に比し、130億円(9.2%)減少している。

- (1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、902億円であり、前年度に比し、19億円(2.1%)減少している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第9表のとおりである。

第9表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和5年度(A)			令和4年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	637	-	637	637	-	637	0	-	0
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	2,708	1,354	4,062	2,246	1,123	3,369	462	231	693
災害救助費等負担金	666	666	1,332	708	708	1,416	△ 42	△ 42	84
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金	7,354	1,402	8,756	7,429	1,424	8,853	△ 75	△ 22	97
災害公営住宅等家賃対策補助	20,936	6,435	27,371	20,819	4,053	24,872	117	2,382	2,499
その他の	45,626	2,424	48,050	50,460	2,506	52,966	△ 4,834	△ 82	△ 4,916
合 計	77,927	12,281	90,208	82,299	9,814	92,113	△ 4,372	2,467	△ 1,905

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、386億円であり、前年度に比し、111億円(22.3%)減少している。

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費の内訳は、次のとおりである。

ア 地方税等の減収分見合い歳出は、地方税法等に基づく特例措置分50億円、条例減免分9億円、東日本大震災復興特別区域法等に基づく特例措置分222億円を合算した281億円を計上している。

イ 地方自治法に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に要する経費等105億円を計上している。

3 公 債 費

地方債の元金償還金は、68億円(元金償還金64億円、利払費4億円)であり、前年度に比し、15億円(18.1%)減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第10表のとおりである。

第10表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)								
令和5年度償還金(A)			令和4年度償還金(B)			増 減 額 (A)-(B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
64	4	68	78	5	83	△ 14	△ 1	△ 15

4 投資的経費

投資的経費の総額は、1,237億円であり、前年度に比し、191億円（13.4%）減少している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は、2百万円である。

国の直轄事業費の内訳は、第11表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、1,235億円であり、前年度に比し、191億円（13.4%）減少している。

公共事業費の内訳は、第12表のとおりである。

(3) 一般事業費

一般事業費は、2億円を計上している。

第11表 直轄事業費の内訳

区 分	令和5年度(A)			令和4年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A)－(B)		
	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計
	負担額	負担額		負担額	負担額		負担額	負担額	
農業用施設災害復旧費	433	2	435	275	1	276	158	1	159
合 計	433	2	435	275	1	276	158	1	159

第12表 公共事業費の内訳

区 分	令和5年度(A)			令和4年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A)－(B)		
	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計
	補助負担額等	負担額		補助負担額等	負担額		補助負担額等	負担額	
循環型社会形成推進交付金	409	818	1,227	1,461	2,922	4,383 △	1,052 △	2,104 △	3,156
社会資本整備総合交付金	11,553	10,083	21,636	10,272	8,965	19,237	1,281	1,118	2,399
河川等災害復旧事業費補助	5,010	369	5,379	4,086	226	4,312	924	143	1,067
福島再生加速化交付金	60,179	18,574	78,753	70,084	22,441	92,525 △	9,905 △	3,867 △	13,772
そ の 他	6,967	9,464	16,431	12,746	9,334	22,080 △	5,779	130 △	5,649
合 計	84,118	39,308	123,426	98,649	43,888	142,537 △	14,531 △	4,580 △	19,111

5 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、19百万円である。

事業別の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 公営企業繰出金の内訳

区 分		令和5年度(A)	令和4年度(B)	(単位 百万円) 増減額(A)－(B)	
水 道 事 業		19	33	△	14
合 計		19	33	△	14

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等に基づく経費の総額は、2,181億円であり、前年度に比し、213億円(8.9%)減少している。その内訳は、第14表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第15表のとおりである。

第14表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	令和5年度(A)			令和4年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A)－(B)		
	国 庫 補 助 負 担 額 等	地 方 負 担 額	計	国 庫 補 助 負 担 額 等	地 方 負 担 額	計	国 庫 補 助 負 担 額 等	地 方 負 担 額	計
災害救助費等負担金	666	666	1,332	708	708	1,416	△ 42	△ 42	84
河川等災害復旧事業費補助	5,010	369	5,379	4,086	226	4,312	924	143	1,067
社会資本整備総合交付金	11,553	10,083	21,636	10,272	8,965	19,237	1,281	1,118	2,399
循環型社会形成推進交付金	409	818	1,227	1,461	2,922	4,383	△ 1,052	△ 2,104	3,156
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	637	-	637	637	-	637	0	-	0
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	2,708	1,354	4,062	2,246	1,123	3,369	462	231	693
福島再生加速化交付金	60,179	18,574	78,753	70,084	22,441	92,525	△ 9,905	△ 3,867	△ 13,772
災害公営住宅等家賃対策補助	20,936	6,435	27,371	20,819	4,053	24,872	117	2,382	2,499
そ の 他	61,173	16,560	77,733	71,955	16,676	88,631	△ 10,782	△ 116	△ 10,898
合 計	163,271	54,859	218,130	182,268	57,114	239,382	△ 18,997	△ 2,255	△ 21,252

第15表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び
第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

		(単位 百万円)		
区	分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条	関係経費	23,167	9,392	32,559
地方財政法第10条の2	関係経費	5,894	4,762	10,656
地方財政法第10条の3	関係経費	6,022	1,076	7,099
地方財政法第34条	関係経費	-	-	-
総	計	35,083	15,230	50,313

2 内訳表

		(単位 百万円)		
地方財政法 条号	事項名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	1,226	2,452	3,678
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	-	-	-
	4 生活保護に要する経費	-	-	-
	5 感染症の予防に要する経費	-	-	-
	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	-	-	-
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	-	-	-
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	-	-	-
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	-	-	-
	10 婦人相談所に要する経費	-	-	-
	11 知的障害者の援護に要する経費	-	-	-
	12 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	14 児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)並びに里親に要する経費	-	-	-
	15 児童手当に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法
条 号

条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	-	-	-
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	-	-	-
19	児童扶養手当に要する経費	-	-	-
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	-	-	-
21	家畜伝染病予防に要する経費	-	-	-
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	-	-	-
23	森林病虫害等の防除に要する経費	-	-	-
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	-	-	-
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	-	-	-
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	21,910	6,940	28,850
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	31	-	31
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急処理事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	-	-	-
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	-	-	-
30	新型インフルエンザ等緊急事態における埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る臨時の医療施設における医療の提供、損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	-	-	-
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	-	-	-
33	子どものための教育・保育給付に要する経費(地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。)及び子育てのための施設等利用給付に要する経費(地方公共団体又は公立大学法人の設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものを除く。)	-	-	-
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	-	-	-
35	都道府県知事の確認を受けた専門学校(地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。)に係る授業料等減免に要する経費	-	-	-
	計	23,167	9,392	32,559
10の2	1～6 普通建設事業に要する経費	5,894	4,762	10,656
	計	5,894	4,762	10,656
10の3	1 災害救助事業に要する経費	666	666	1,333
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	40	40	80
	3～9 災害復旧事業に要する経費	5,316	370	5,686
	計	6,022	1,076	7,099
34	引揚者への援護に要する経費	-	-	-
	計	-	-	-

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

(全国防災事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、587億円であり、前年度に比し、436億円（42.6%）減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第16表のとおりである。

なお、歳入の構成比は、第17表のとおりである。

第16表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)			
区	分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I 地	方 税	646	768	△ 122	△ 15.9
II 一 般	財 源 充 当 分	△ 60	254	△ 314	△ 123.6
III 雑	収 入	1	1	0	0.0
	歳 入 合 計	587	1,023	△ 436	△ 42.6

第17表 歳入の構成比

		(単位 億円)			
区	分	令和5年度		令和4年度	
		計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地	方 税	646	110.0	768	75.1
2 一 般	財 源 充 当 分	△ 60	△ 10.2	254	24.8
3 雑	収 入	1	0.2	1	0.1
	歳 入 合 計	587	100.0	1,023	100.0

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による収入見込額は、646億円であり、前年度と比し、122億円（15.9%）減少している。

2 一般財源充当分

一般財源所要額を上回る地方税の収入見込額に対応するための一般財源充当分として、60億円を減額計上しており、前年度に比し、314億円（123.6%）減少している。

なお、令和5年度までの一般財源充当分の累計額は2,920億円である。

3 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入1億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、587億円であり、前年度に比し、436億円（42.6%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第18表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第19表のとおりであり、歳出の構成比は、第20表のとおりである。

第18表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増減額		増減率	
			(A) - (B)	(%)	(%)	(%)
I 公債費	587	1,023	△	436	△	42.6
歳出合計	587	1,023	△	436	△	42.6

(単位 億円)

第19表 歳出の増減事由

増減事由	金額	
	総額	地方費
I 公債費	△ 436	△ 436
歳出増減額の合計	△ 436	△ 436

(単位 億円)

第20表 歳出の構成比

区 分	令和5年度		令和4年度	
	計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1 公債費	587	100.0	1,023	100.0
歳出合計	587	100.0	1,023	100.0

(単位 億円)

(二) 歳出の概要

公 債 費

地方債の元利償還金は、587億円（元金償還金572億円、利払費15億円）であり、前年度に比し、436億円（42.6%）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第21表のとおりである。

第21表 地方債の利子及び元金償還金

令和5年度償還金(A)			令和4年度償還金(B)			増 減 額 (A) - (B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
572	15	587	1,005	18	1,023	△ 433	△ 3	△ 436